

義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の
採択の基準及び選定に必要な資料について

令和3年5月

山口県教育委員会

I 義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択の基準について

1 義務教育諸学校の教科用図書（一般図書（特別支援学校・学級用）を除く）の採択について

(1) 小学校用教科用図書

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科用図書

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

2 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について

(1) 小学校及び中学校の特別支援学級における一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について

ア 原則的には、その採択地区内の学校の通常の学級で使用する教科用図書と同一のものを使用するが、学校教育法附則第9条、同施行規則第139条の規定により、特別の教育課程による場合においては、他の適切な教科用図書を使用することができる。

この場合、下学年用の検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書を使用することが望ましいが、これを使用することが適当でないときは、絵本等を採択することができる。その際には、次の事項に留意すること。

(ア) 検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書に代わるものとして採択されるものであるから、単に教材として有益適切というだけでなく、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切なものであること。

(イ) 上学年で使用する検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書との関連性を考慮するとともに、絵本等の間の系統性に配慮すること。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)のほか、児童生徒の障害の状態に応じて個別に適切な選定が行われるよう配慮すること。

イ 採択に当たっては、県教育委員会の提示する「令和4年度使用一般図書(特別支援学校・学級用)選定資料」及びこれまでの「選定資料」を参考にすること。

ウ 中学校の一般図書(特別支援学校・学級用)の採択に当たっては、小学校との関連性を十分に考慮すること。

エ 9月1日以降において、採択の変更を生じた場合の措置については、上記ア～ウに準じて行うこと。

(2) 特別支援学校の一般図書(特別支援学校・学級用)の採択について

ア 検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書を使用することが適当である場合は、その教科用図書を採択することが原則であるが、それ以外の場合において、一般図書(特別支援学校・学級用)を採択する場合は、(1)に準じて行うとともに、次の事項に留意すること。

(ア) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容のものであること。

(イ) 各教科、特別の教科 道徳、特別活動、外国語活動、自立活動及び総合的な学習の時間の特性を生かすとともに、相互の関連を図ること。

(ウ) 小学部・中学部の指導内容について、義務教育としての一貫性をもたせること。

(エ) 重度・重複障害児童生徒の一般図書(特別支援学校・学級用)の選定に当たっては、上記(ア)～(ウ)のほか、障害の状態に応じて個別に適切な選定が行われるよう、特に慎重に配慮すること。

イ 特別支援学校については、それぞれの学校において選定を行うこと。

ウ 9月1日以降において、採択の変更を生じた場合の措置については、上記ア及びイに準じて行うこと。

3 教科用図書の採択に当たり特に留意すべき事項について

(1) 一般図書(特別支援学校・学級用)の採択に当たっては、児童生徒一人ひとりの発達の段階や障害の状態等の実態に即した選定となるよう、各学校で十分な教科用図書の研究調査を行うとともに、採択権者においては各学校の研究調査の結果について十分審議を尽くして採択がなされること。

- (2) 教科用図書の採択は、その内容についての十分な研究調査を基礎として行うべきものであり、発行者の勧誘・宣伝行為等によって左右されてはならないこと。また、選定採択関係者は、採択の公正を疑われることのないよう留意すること。
- (3) 採択の期限は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項により8月31日と定められているが、教科用図書需要数の集計事務等の必要上、なるべく山口県教育委員会が別途示す採択結果報告の日程に準じて採択を終えるようにすること。

II 採択関係者に提示する令和4年度使用教科用図書の選定に必要な資料について

1 中学校用教科用図書の採択における選定資料

(1) 「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について

選定資料の活用にあたっては、研究調査が次の分析的観点を設定して行われていることを踏まえること。

ア 編集の特徴

- 編集の方針にみられる特徴
- 組織・配列にみられる特徴

イ 学習指導要領との関連

- 知識及び技能
- 思考力、判断力、表現力等
- 学びに向かう力、人間性等

ウ 使用上の便宜

- 目次、巻頭・巻末の資料などにみられる特徴
- 判型・分冊などにみられる特徴
- ユニバーサルデザインに関する配慮

エ その他

- 他学年や他校種の内容等との関連にみられる特徴
- 他教科等との内容の関連にみられる特徴
- その他の顕著な特徴

(2) (1)の各観点における研究調査の結果について

選定資料は、別添1の「令和4年度使用中学校用教科用図書選定資料」とする。また、補助資料として、各教科書の具体的な特徴を示す。

2 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択における選定資料

(1) 「選定資料」に掲載する一般図書（特別支援学校・学級用）及びその内容による分野について

文部科学省から示されている「令和3年度用一般図書一覧」に掲載された図書及び令和2年度に山口県で多く採択された図書のうち近年研究調査されていないものから、「音楽・製作」「言語・生活・安全」「自然・数」の3分野にそれぞれ8点を選び、計24点を選定資料として掲載した。

(2) 「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について

選定資料の活用に当たっては、研究調査が次の分析的観点を設定して行われていることを踏まえること。

ア 内容の特徴

- 児童生徒の日常生活に密着した教材であること。
- 指導上の目標やねらいと適合しやすいこと。

イ 内容の程度

- 発達の段階や障害の状態等に応じたものであること。
- 絵はなるべく具象的でイメージをつくりやすいものであること。

ウ 編集・製本の特徴

- さし絵・図表等が豊富であり、内容が理解しやすく興味・関心を高める組織・配列であること。
- 実態に応じて取捨選択のできる分量であること。
- 文字が見やすく、美しく、鮮明であること。
- 丈夫であること。（判型・分冊・製本の様式）

エ その他

- 一斉学習・個別学習の両面から使用できること。
- 初版年、版数、刷数、定価。

(3) (2)の各観点における研究調査の結果について

選定資料は、別添2の「令和4年度使用一般図書（特別支援学校・学級用）選定資料」とする。